

○東海大学学部学生及び研究生による大学院授業科目の先行履修に関する規程

(制定 2001年4月1日)

改訂	2008年4月1日	2009年4月1日
	2013年4月1日	2021年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東海大学（以下「本大学」という。）の学部学生・研究生のうち、特に優秀な者について、その能力の高度な発展を期するため、教育上の特例措置として、東海大学大学院（以下「本大学院」という。）における授業科目の履修について定める。

2 前項に定める制度を「大学院授業科目の先行履修制度」と称する。

(実施研究科、専攻)

第2条 この制度の実施は、本大学院の医学研究科医科学専攻を除く、全研究科、専攻の修士課程・博士課程前期において実施する。

(教育上の配慮)

第3条 学部教授会及び研究科教授会は、この制度の運用にあたって、学部教育に対する配慮及び学部・大学院における教育体系の整合性等について、適切な措置を講じるものとする。

(出願資格)

第4条 本大学院の授業科目を履修できる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、研究科教授会が別に定める要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本大学学部の第7セメスター以上に在学する者若しくは研究生として在学する者。
- (2) 本大学院授業科目を履修するに相応しい学力を有する者。
- (3) 大学院への進学を希望する者。
- (4) 学部指導教員（研究生指導教員）の推薦する者。

(出願書類)

第5条 本大学院の授業科目の履修を希望する者は、所定の大学院授業科目先行履修願書・許可書により出願するものとする。

(選考)

第6条 本大学院の授業科目の履修を希望する者の選考方法及び基準は、研究科教授会が定めるものとする。

(履修の許可)

第7条 授業科目の履修は、受け入れ研究科における選考に基づいて研究科長が許可する。

2 前項で許可された者については、履修のための学費は徴収しないものとする。

(履修範囲)

第8条 履修を許可された者が、履修できる単位数及び履修できる授業科目は、研究科教授会が定めるものとする。

(履修手続)

第9条 履修を許可された者については、所定の期日までに履修登録を行わなければなら

ない。

2 履修の手続は、学期の始めとし、許可された年次又は学期に限るものとする。

(試験及び単位修得の認定)

第10条 履修した授業科目について、試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項の試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

3 試験及び単位については、東海大学大学院学則第16条及び第16条の4の規定に基づくものとする。

(修得単位の取り扱い)

第11条 前条の規定により単位を修得した者が、本大学院に進学した後は、既修得単位として15単位を越えない範囲で認定することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃については、研究科教授会の発議により、大学院運営委員会の議を経て、稟議により承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

付 則 (2024年4月1日)

この規程は、2024年4月1日から施行する。